

工場・事業場の皆様へ

ばい煙・排水などに関する独自規制を緩和します

平成 28 年 3 月 17 日

栃木県環境森林部環境保全課

事業者の自主的な環境保全の取組の拡大やばい煙・排水等処理技術の進展等の社会情勢の変化を踏まえ、本県の独自規制(条例等に基づく手続き及び基準等)の見直し検討を行い、行政による一律の規制から事業者の自主的な取組を促進するものとし、次の項目について緩和します(平成 28 年 4 月 1 日施行)。

1 地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱

次の地域内に設置している地下水揚水施設について、地下水採取量の定期報告を廃止します。

宇都宮市、栃木市(旧栃木市、旧西方町、旧都賀町)、佐野市(旧田沼町、旧葛生町)、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町

なお、足利市、栃木市(旧大平町、旧藤岡町、旧岩舟町)、佐野市(旧佐野市)、小山市、真岡市、下野市、上三川町及び野木町は栃木県生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という)に基づき、引き続き報告が必要です。

2 燃料等指導基準及びK値指導基準

燃料等指導基準(A重油、灯油、ガス等の良質燃料を使用)及びK値指導基準(K値17.5の地域を14.5に上乗せ規制)により定めていた指導を廃止します。

3 工場・事業場排水等自主管理要領

工場・事業場の特定施設からの排水に関する自主点検について、工場・事業場排水等自主管理要領による指導を廃止します。

なお、有害物質を使用している工場・事業場の特定施設からの排水に関する自主点検は、引き続き水質汚濁防止法(以下「法」という)に基づき必要です。

4 めっき工場・事業場指導基準

めっき施設の構造基準・有害物質の排出禁止について定めていためっき工場・事業場指導基準による指導を廃止します。

なお、有害物質を使用している工場・事業場は、引き続き法に基づく構造基準及び条例に基づく管理基準に適合する必要があります。

5 汚水等地下浸透制限指導基準

特定施設等からの汚水等の地下浸透について定めていた汚水等地下浸透制限指導基準による指導を廃止します。

なお、条例施行規則で規定する有害物質を含む汚水については地下浸透が禁止されています。

6 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

浄化槽保守点検業者の登録有効期間を3年から5年に延長します。

7 工場・事業場ばい煙・VOC・指定物質等自主管理要領及び工場・事業場排水等自主管理要領

工場等からのばい煙、VOC及び指定物質等並びに排水等の自主測定については、測定結果をすべて報告することとしていましたが、今後は、基準超過時のみの報告に緩和します。

なお、自主測定自体は、引き続き実施する必要があります。

*測定結果の提出先、報告期日は従来どおりです。

*改正前の要領に基づいて、平成28年3月中に測定した結果は、4月1日以降、基準超過時のみ報告することになります。

*ばい煙等が大気中に多量に排出されたときや有害物質を含む排水により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるときは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び条例に基づく事故時の措置として、県に直ちに通報・届出等を行わなければなりません。基準超過時に不明な点があれば、速やかに各環境森林(管理)事務所に御相談ください。

*市町と環境保全協定を締結している工場・事業場の方は、自主測定の報告が協定により規定されている場合がありますので、留意願います。

8 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出に係る留意事項

(1) 吹付け石綿の除去等作業時に、大気中の濃度の測定が必要な工事の規模を吹付け石綿使用面積合計50㎡以上に緩和します。

(2) 測定時期は特定粉じん排出等作業中、測定場所は風向等を考慮した施工区画境界等と明確化します。

(3) 作業完了報告書の提出の際に求めていた添付書類のうち、施工管理写真、廃棄物契約書(写し)及び産業廃棄物管理票(写し)の添付を不要とします。

*4月1日以降の報告から適用になります。

栃木県環境森林部環境保全課

電話 028-623-3188

FAX 028-623-3138